

議案第19号

令和2年度における東広島市立小中学校の夏季休業日の方針について

令和2年度における東広島市立小中学校の夏季休業日の方針について、次のとおり提案する。

令和2年5月28日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 提案理由

新型コロナウイルス感染症対策として、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に基づき、東広島市立小中学校（以下「各小中学校」という。）において、令和2年4月16日から令和2年5月31日まで臨時休業としたことに伴い、児童生徒の学習保障のために必要な授業日を確保するため、令和2年度における各小中学校の夏季休業日について短縮することを方針として定めるものである。

2 方針

令和2年度における各小中学校の夏季休業日は、原則として、令和2年8月1日から令和2年8月16日までとする。

ただし、校長が、東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和49年規則第8号）第17条第2項の規定に基づき、各小中学校の事情に応じて休業日を変更することを妨げない。

3 根拠規定

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成20年規則第2号）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。

以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき、東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務のうち、法第25条第2項各号に規定するもののほか、次の各号に掲げるものを除き、教育長に委任する。

(1) 学校教育又は社会教育に関する教育行政一般方針を定めること。

(2) 教育内容及びその取扱いの一般方針を定めること。

(3) 人事の一般方針を定めること。

(4) 県費負担教職員の任免その他の進退について内申すること。

(5) 校長、教頭、教員及びその他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。

(6) 小学校及び中学校の通学区域を設定し、又は変更すること。

- (7)教科用図書採択に関する事。
- (8)教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の敷地を選定する事。
- (9)教育委員会の所管に属する公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する事。
- (10)文化財の指定又は選定及びその解除を行う事。
- (11)表彰及び儀式に関する事。
- (12)行事の主催、共催及び後援に関する事。
- (13)東広島市個人情報保護条例(平成13年東広島市条例第6号)及び東広島市情報公開条例(平成15年東広島市条例第31号)の規定により教育委員会の権限に属させられた事項に関する事。
- (14)訴訟及び審査請求に関する事。

第2条 前条の規定にかかわらず、教育長は、委任された事務であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会の決定によらなければならない。

- (1) 事案が重要又は異例と認められる場合
- (2) 一略一